

保育園（2・3号）入所の指数表

入所申込が多く全員が入所できない場合、選考基準に基づき優先度が高い児童から入所となります。

該当する保護者及び世帯の状況の（1）基本指数と（2）調整指数を合計し、指数が高い申込者から保育所等の入所を決定します。

同じ指数の方が複数いる場合には、(3)優先順位項目のより上位の区分に該当する申込者から優先して保育所等の入所を決定します。

（1）基本指数

R5.10.1時点

支給認定理由	保護者の状況		指数
就労	就労 (居宅外労働)	外勤 週5日以上で一日6時間以上の就労を常態	25
		外勤 週3日以上で一日6時間以上の就労を常態	22
		外勤 その他、上記以外の就労態様で保育を必要とする場合	20
	就労 (居宅内労働)	自営 中心者 週5日以上で一日6時間以上の就労を常態	25
		自営 中心者 週3日以上で一日6時間以上の就労を常態	22
		自営 協力者 週5日以上で一日6時間以上の就労を常態	23
		自営 協力者 週3日以上で一日6時間以上の就労を常態	21
内職 週5日以上で一日6時間以上の就労を常態		21	
	その他 上記以外の勤務態様で保育を必要とする場合	20	
妊娠・出産	出産	出産予定月を基準に前2箇月から 出産した月を基準に後2箇月	24
疾病・障害	病気・傷病	疾病（入院）、自宅内療養（常時病臥、精神性障害、感染症）	25
		一般療養中(週3～5日の通院を常態)	22
	障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神保健福祉手帳1・2級	25
		身体障害者手帳3級 療育手帳B1・B2 精神保健福祉手帳3級	22
	身体障害者手帳4級以下	15	
介護・監護	同居の家族で病院付き添いを常態		25
	自宅療養 同居の家族で重度心身障害者、寝たきり老人等の介護		22
	自宅療養 上記以外の場合		20
災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたる場合		25
就学	就学(居宅外労働の基準に準じ、就学日数により決定)		25～20
求職活動	求職活動を継続して行っている場合		10
その他	上記を除き村長が明らかに保育に欠けると認める場合		15～10

（2）調整指数

世帯状況等	指数
ひとり親家庭で祖父母と別居	4
ひとり親家庭で祖父母と同居	2
両親不存在	4
生活保護世帯	2
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	2
虐待又はDVのおそれがある場合	4
子どもが障害を有する場合	3
保護者が産休又は育休から復職する場合	2
兄弟姉妹が既に保育所に入所している場合	1
地域型保育事業等の卒園児童	2
同居の祖父母等が補完的な保育が可能(ただし、祖父母等が65歳以上又は就労若しくは病気療養中である場合を除く。)	-2
申込児童以外の就学前児童を保護者(親族)が保育する場合	-2
保育料を6箇月以上滞納している世帯(卒園児に係るものを含む。)であって納付相談があり、納付の確約や分納制約書等の提出がある場合	-5
保育料を6箇月以上滞納している世帯(卒園児に係るものを含む。)であって納付相談がない場合	-10

（3）優先順位項目

順位	項目
1	①災害 ②ひとり親等 ③虐待又はDV ④傷病・障害 ⑤介護 ⑥居宅外労働 ⑦居宅内労働 ⑧通学 ⑨出産 ⑩求職
2	就労日数・時間が長い場合
3	兄弟姉妹の在所児童の有無
4	家庭で保育ができる親族等の有無
5	課税所得金額（低い場合）